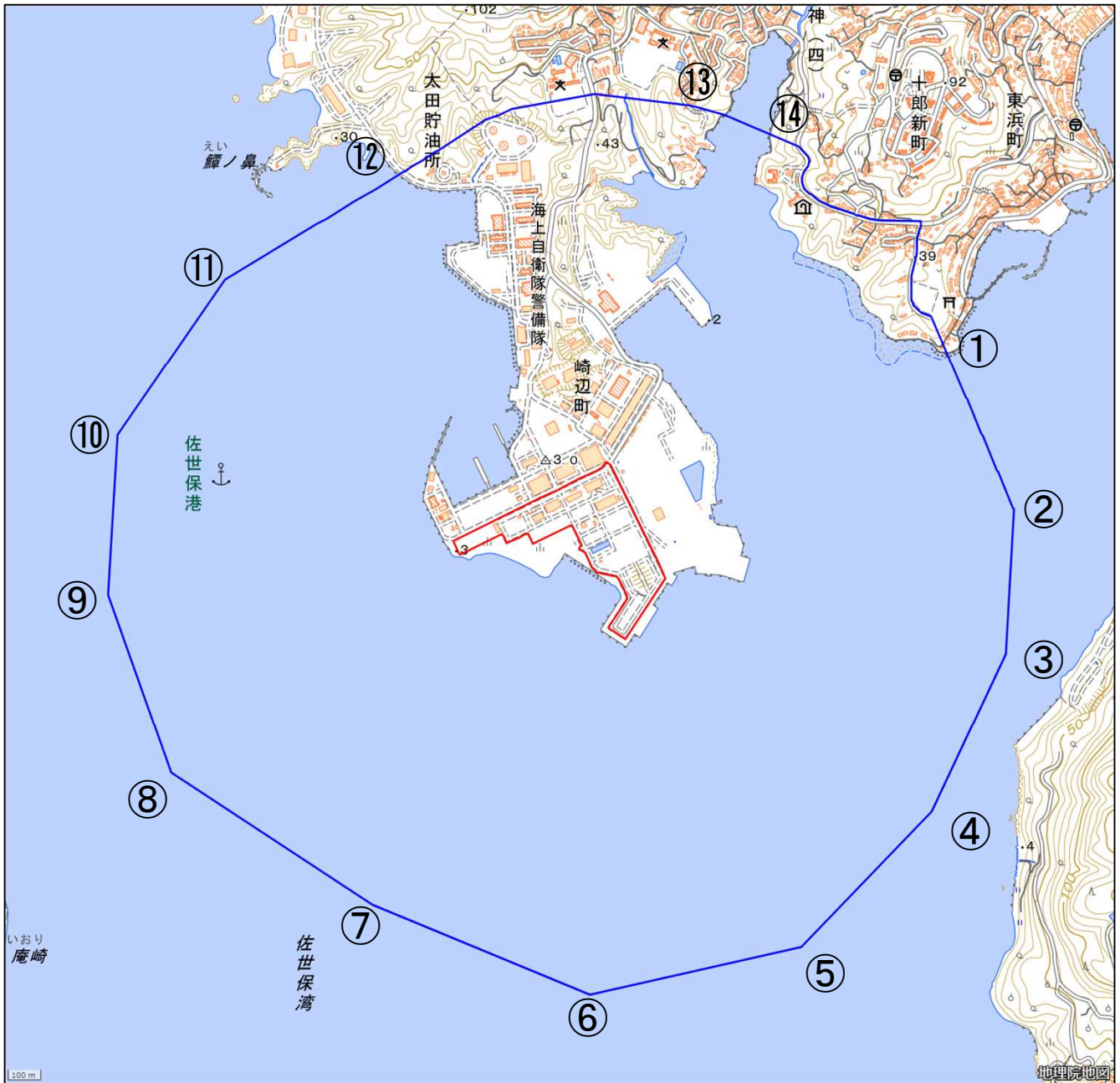


陸上自衛隊相浦駐屯地崎辺分屯地

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	崎辺町十一番二号
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	崎辺町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	崎辺町、天神四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、東浜町（次の図面に示す部分に限る。）及び前畑町（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域	一 北緯三十三度七分五十四秒、東経百二十九度四十四分二十九秒の点 二 北緯三十三度七分三十九秒、東経百二十九度四十四分三十七秒の点 三 北緯三十三度七分二十六秒、東経百二十九度四十四分三十六秒の点 四 北緯三十三度七分十一秒、東経百二十九度四十四分二十八秒の点 五 北緯三十三度六分五十八秒、東経百二十九度四十四分十三秒の点 六 北緯三十三度六分五十四秒、東経百二十九度四十三分四十九秒の点 七 北緯三十三度七分二秒、東経百二十九度四十三分二十五秒の点 八 北緯三十三度七分十五秒、東経百二十九度四十三分一秒の点 九 北緯三十三度七分三十二秒、東経百二十九度四十二分五十四秒の点 十 北緯三十三度七分四十七秒、東経百二十九度四十二分五十五秒の点 十一 北緯三十三度八分二秒、東経百二十九度四十三分七秒の点 十二 北緯三十三度八分十二秒、東経百二十九度四十三分二十七秒の点 十三 北緯三十三度八分十七秒、東経百二十九度四十四分四秒の点 十四 北緯三十三度八分十六秒、東経百二十九度四十四分九

		秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

陸上自衛隊相浦駐屯地崎辺分屯地周辺地域 (長崎県佐世保市崎辺町 1 1 番 2 号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

